

地域公共交通確保維持改善事業（新モビリティサービス推進事業）実施要領

平成31年4月18日	国総計第	4号
令和2年2月10日	国総モ第	18号
	国自旅第	257号
令和2年4月8日	国総モ第	2号
令和2年11月6日	国総モ第	72号
	国自旅第	264号
令和3年2月17日	国総モ第	94号
	国自旅第	403号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付要綱（令和3年2月17日国総モ第93号及び国自旅第402号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）の交付等地域公共交通確保維持改善事業（新モビリティサービス推進事業）の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 日本版 MaaS 推進・支援事業について

（1）補助対象となる事業

協議会、地方公共団体又は地方公共団体と連携した民間事業者が実施する、多様な主体が参画した MaaS の導入であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ 交通事業者を1社以上含むこと。
- ・ 連携基盤システム（ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション）で管理される電子データによるデータ連携が行われる又は行われることを目指したものであること。
- ・ 地方公共団体又は民間事業者が実施する場合は、地域課題の解決に向け、協定の締結等により相互に連携したものであること。
- ・ 複数の交通手段の予約や決済が一括して提供されるサービスを構築すること、又は交通手段と観光、商業、医療等交通分野以外のサービスのデータ連携が行われること。

（2）協議会について

交付要綱第4条において補助対象事業者として協議会を定めているが、補助事業の実施に係る者については、地方公共団体、交通事業者、地方運輸局又は沖縄総合事務局、観光・商業・医療等他分野の事業者がこれに該当する。交通事業者には新型輸送サービスを運行又は運行予定の事業者も含まれる。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第36条の4第1項に掲げる新モビリティサービス協議会であることが望ましい。民間事業者のみで構成される協議会による申請は不可とする。

協議会の法人格の有無は問わない。

なお、新モビリティサービス協議会でない場合、運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する地方公共団体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づく法定協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、新モビリティサービス推進事業の実施に必須となる関係者が実質的に参加していればよい。

（3）補助対象経費等について

①補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表1に定めるほか、以下のとおりとする。

ア. ドア・ツー・ドアの移動に対し、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせる1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する経費

- ・ 連携基盤システム（ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション）の購入・開発費

（事業の実施に合わせて新たに連携基盤システムを構築する場合に、ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーションの購入又は開発費を対象とする。システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は含めない。）

- ・ 既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費
（既存の検索システムに予約・決済等の機能を追加する場合の連携基盤システムの改修費）
- ・ 他の同種システムとのデータ連携に係るシステムの改修費
（観光、商業、医療等交通分野以外のサービスとデータ連携するために既存システムを改修する場合の改修費）

- ・ 連携基盤システムの利用率（補助対象事業の完了日までに限る。）（最大1年間）
- ・ 連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用
- ・ 連携基盤システムのセキュリティ対策費
- ・ 連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済端末及び混雑情報（予測を含む。）を提供するために必要な機器の導入費用

（事業の実施に際し、交通施設や車両内に設置するキャッシュレス決済の利用を可能とする端末（ICカードやQRコードの読み取り機等）及び混雑情報（予測を含む。）を提供するために必要な機器（車内の乗車人数をカウントするためのカメラやセンサー、通信機器等）を導入する費用）

- ・ 交通分野以外のサービスにおけるキャッシュレス決済端末及び混雑情報（予測を含む。）を

提供するために必要な機器の設置に係る導入費用（交通手段と連携するものに限る。）

イ. MaaS 事業の効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費

- ・ 連携基盤システムの導入が地域にもたらす効果や課題を地域で把握するための調査に要する費用（地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用 等）
（注）イ. に掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

②事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

(4) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては交付要綱第8条第2項に定めるほか、以下のとおりとする。

ア. 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、国土交通大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・ 補助対象事業の内容のうちシステム導入に伴う研修を取りやめる場合
（注）研修を取りやめてマニュアルの作成等を新たに追加する場合及び補助対象事業を全て取りやめる場合はこれに該当しない。
- ・ 補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合
（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・ 当該届出に係る様式は、様式第1に定めるところによる。
- ・ 当該届出は、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

イ. 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・ システム導入に伴う研修の実施回数を減らす場合

2. 新型輸送サービス導入支援事業について

(1) 補助対象となる事業

① 新型輸送サービスとしての各種交通サービスのうち、AI オンデマンド交通の導入であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ AI を活用して効率的に配車及び運行を行うことを可能とするシステムの導入であること。
- ・ 交付要綱第3条第4号ハに規定する公共交通事業者における導入であること。

② 新型輸送サービスとしての各種交通サービスのうち、パーソナルな移動を可能とするシェアサイクル、マイクロモビリティ等の導入であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ 貸出拠点を設置し、又は管理する者における導入であること。

(2) 補助対象経費等について

① 補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表2に定めるほか、以下のとおりとする。

1) AI オンデマンド交通

- ・ AI オンデマンド交通の導入に伴う、システム整備費
- ・ AI オンデマンド交通のシステム導入に伴う導入設定、マニュアル作成、操作の習熟に係る費用
- ・ AI オンデマンド交通に利用する車両に搭載する運行管理用機器の導入費
- ・ AI オンデマンド交通の旅客乗降位置の標示又は標識の設置費

2) シェアサイクル、マイクロモビリティなど

- ・ シェアサイクル、マイクロモビリティ等の貸出・返却に必要なシステムの整備・改良費
- ・ シェアサイクル、マイクロモビリティ等の貸出・返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めたシェアサイクル、マイクロモビリティ等を駐車するために必要な環境の整備・改良費
- ・ 利用者の利便に資する、各貸出拠点におけるシェアサイクル、マイクロモビリティ等の需要と供給を管理するシステムの整備・改良費

② 事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては1.(4)の規定を準用する。

3. 地域交通キャッシュレス決済導入支援事業について

(1) 補助対象となる事業

交通系 IC カード（全国相互利用可能なものに限る。）又は QR コード等によるキャッシュレス決済に必要な機器の導入であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ 交付要綱第 3 条第 4 号に規定する公共交通事業者による、交通手段の利用に伴う運賃又は料金の決済をキャッシュレス決済端末で完了させることが可能な機器の導入であること。

(2) 補助対象経費等について

① 補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表 3 に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・ 公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とするシステム導入費及びシステム改修費
- ・ 公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とする端末費（旅客施設又は車両内・船内に決済端末機器（読み取り機等）及び付属機器（一般乗用旅客自動車運送事業者がキャッシュレス決済端末機器とともに導入するタクシーメーター、レシートプリンター等）を設置する費用）

② 事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては 1. (4) の規定を準用する。

4. 地域交通データ化推進事業について

(1) 補助対象となる事業

時刻、運賃、路線、運行情報等の交通情報の電子データによる提供のためシステムの導入等であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ 交付要綱第 3 条第 4 号に規定する公共交通事業者における導入であること。
- ・ ダイヤ編成システム、バスロケーションシステム等の運行管理に係るシステムであって、交通事業者と経路検索事業者等との間のデータの受け渡しを容易にするデータ形式（「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等の GTFS (General Transit Feed Specification) 形式。以下「特定データ形式」という。）で、時刻、運賃、路線又は車両位置等の交通情報に係るデータを作成し、出力できること。
- ・ 補助対象であるシステムにより作成されたデータについて、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」（国土交通省総合政策局）に準拠して取り扱うこと。

(2) 補助対象経費等について

①補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表4に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・ 特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費

②事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては1.(4)の規定を準用する。

5. 混雑情報提供システム等導入支援事業について

(1) 補助対象となる事業

車載カメラやセンサー等での乗客数の把握によるリアルタイムの混雑情報や、過去の実績を基に予測した混雑情報を提供するためのシステム導入等であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ 交付要綱第3条第4号に規定する公共交通事業者における導入であること。
- ・ バスにおける混雑情報の提供方法等については、「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたガイドライン（バス編）」（国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門）に準拠して取り扱うこと。

(2) 補助対象経費等について

①補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表5に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・ カメラやセンサー、乗務員等による車内のリアルタイムな混雑状況の把握や、利用実績を踏まえた予測により、混雑情報を利用者に提供する機器やシステムの導入に要する経費

②事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては1.(4)の規定を準用する。

6. 新モビリティサービス事業計画策定支援事業について

(1) 補助対象となる事業

新モビリティサービス事業計画の策定に必要な調査や、当該計画の達成状況等の評価に係る事業を補助対象とする。

(2) 補助対象経費等について

①補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表6に定めるほか、以下のとおりとする。

ア. 計画策定のための調査に要する経費

- ・ 協議会開催等の事務費、地域のデータ収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、地域住民への啓発事業、短期間の実証調査のための費用等

イ. 計画の達成状況等の評価に要する経費

- ・ 効果検証のための調査や満足度調査等のフォローアップ調査費
- ・ 協議会開催、ワークショップ開催等に要する事務費
(会場借料、専門家招聘費(謝金、旅費等)、資料作成費用等)

②事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては1.(4)の規定を準用する。

7. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

①自己評価(一次評価)

地域公共交通確保維持改善事業(新モビリティサービス推進事業)による支援を受けた事業については、毎年度、交付要綱第4条に定める補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、又は沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)に報告するとともに、公表することとする。

②二次評価

ア. 実施対象

自己評価(一次評価)等を基に二次評価を行うこととする。

イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に

各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価会議を開催することとし、当該会議においては、地方運輸局等が作成した二次評価案等について検討する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、交付申請時に提出した補助対象事業実施後の本格的な導入に向けた事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて当該計画又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

(2) その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則（平成31年4月18日 国総計第4号）

この要領は、平成31年度予算から施行する。

附 則（令和2年2月10日 国総モ第18号、国自旅第257号）

この要領は、令和元年度補正予算から施行する。

附 則（令和2年4月8日 国総モ第2号）

1. 施行期日

この要領は、令和2年度予算から施行する。

2. 経過措置

令和元年度補正予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月6日 国総モ第72号、国自旅第264号）

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

附 則（令和3年2月17日 国総モ第94号、国自旅第403号）

この要領は、令和2年度三次補正予算から施行する。